

労働者派遣事業における情報について（お知らせ）

労働者派遣法第23条第5項（同法施行規則第18条の2）に基づき、労働者派遣事業に関する以下の事項についてお知らせします。

令和2年6月1日現在

派遣労働者数	派遣先事業所数	労働者派遣の料金 1日8時間あたり	労働者派遣の賃金 1日8時間あたり	マージン率
20	5	9,407	6,971	25.9%

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金} - \text{派遣賃金}}{\text{派遣料金}}$$

- ・マージンには、営業利益以外に、法定福利費、その他の経費（教育訓練費、有給休暇取得、労務管理費、事務所費、光熱費、車両費等）が含まれます。

◎教育訓練の内容 …… 入職時等基礎的訓練：作業内容の研修

マナー（就業の心得）研修

その他の教育訓練：安全就業研修

安全運転に係る訓練

◎法第30条の4条1項の労使協定を締結しているかの有無

無し

◎キャリアコンサルティングの相談窓口

（担当：山口良恵）

◎福利厚生 …… 労災保険、有給休暇制度、指定宿泊施設会員割引制度等

（指定宿泊施設の詳細については、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページにある「指定宿泊施設」をご覧ください）

公益社団法人宮城県シルバー人材センター連合会 大郷町事業所